

令和7年度東広島市農水産物加工品開発等支援事業補助金募集要項

令和7年6月1日

1 目的

東広島市内産の農水産物を原材料として使用した加工品の開発及び既存の加工品の改良等による付加価値の向上・販路の拡大を図ろうとする事業者に対して、東広島市農水産物加工品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内産食材の販路の拡大を図るとともに、東広島市の多様な特産品の魅力の発信、東広島市の食に関するイメージの向上を図ることを目的とする。

2 補助対象者

- （１）個人又は団体にあつては市内に住所又は活動の拠点を有し、法人にあつては市内に本店を有するなど活動の拠点を市内に有し、市内産食材を活用した加工品開発・販売に取り組む意思と能力を有する者
- （２）暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有するものでない者

3 補助対象事業

次の（１）～（３）の要件を満たす、東広島市の産品を活用した新たな加工品を開発・販売する事業（以下、「新規事業」という。）および既存の加工品の改良等による付加価値の向上・販路の拡大を図る事業（以下、「改良事業」という。）

- （１）開発する加工品のパッケージやラベル等に、東広島市内産の農水産物を活用していることを明記すること。改良事業の場合は、当該商品のパッケージやラベル等で、これまでの商品と異なり、東広島市内産の農水産物を活用した新商品であることが明確にわかるように表記すること
- （２）令和8年3月17日までに商品として販売を開始すること
- （３）他の補助制度による補助を受けていないこと

4 補助内容

(1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次の表のとおり。

対象費目	経費内容等
①使用料・賃借料	加工機器・設備等のリース・レンタル、事業実施のために必要な会議室等の使用や借上げにかかる経費。 ・以前から賃貸契約を結んでいるものは対象外とする。 ・複数年度契約の場合、補助対象期間以内分を対象とする。
②消耗品費	試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）・包装資材等の消耗資材・用具、加工食品の原材料等の購入に必要な経費。 ・交付決定以前から購入している消耗品の購入費は対象外とする。 ・複数年使用分の購入の場合、補助対象期間の使用量分以内を対象とする。
③委託費	特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するために必要な経費又は事業実施のため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析・試験・加工等を行うために必要な経費。 ・農水産物の加工を委託する経費、調査等を委託する経費を含む。 ・パッケージやラベルデザインの制作を依頼する経費を含む。 ・事業実施主体の構成員に対して払う委託費は対象外とする。
④謝金	必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。 ・コーディネーターや検討会における有識者に対する謝金を含む。 ・事業実施のための通訳に係る経費等も含む。 ・単価は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 ・事業実施主体の構成員に対して払う謝金は対象外とする。
⑤旅費	事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な旅行に要する交通費等の経費。 ・コーディネーター、専門家等の招へいに要する経費等も含む。 ・交通費は、公共交通機関を利用した場合の費用とする。 ・社会通念上必要と認められる額とする。 ・日当・食事代に相当するものは対象外とする。
⑥その他	①～⑤の費目に該当しない事業実施のために必要な経費。 （輸送料、通信費、試作品のテストマーケティングに係る経費、特許・実用新案等の出願費・許諾費など）

（２）対象経費に関する留意点

- ・消費税及び地方消費税相当分は補助対象としない。
- ・補助対象経費は、証拠書類によって消費税及び地方消費税の税抜き金額が確認できるものに限る。
- ・補助対象経費は、補助金の交付決定を受けた日から事業完了日までに支出したものとする。
- ・社員に対する人件費・事務所や工場など不動産の取得費や賃借料など申請法人の運営維持のために要する経費、当該商品以外にも活用する機器の導入費や維持管理料、営業活動のための飲食代、消費税及び地方消費税などの各種税金、振込手数料等は補助対象経費としない。

（３）補助金額

- ・補助率：補助対象経費の２分の１以内
- ・補助限度額：（新規事業）１５万円、（改良事業）１０万円

※１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする

５ 実施スケジュール

補助金申請

第１回募集期間 令和７年６月２日（月）～６月１３日（金）

第２回募集期間 令和７年９月１日（月）～９月１２日（金）

※予算額に達した場合、第２回募集は実施しない



交付決定

各募集期間終了後２週間程度



事業実施

任意の期間（交付決定日から令和８年３月１７日まで）



補助金実績報告

事業終了後３０日以内または令和８年３月１７日のいずれか早い日まで



補助金の支払い

会計年度中

６ 認定基準

以下の認定基準に従い、東広島市農林水産物販路拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が対象事業を決定する。

- ・対象とする市場やターゲットが明確であるか
- ・市場ニーズに沿ったものと認められるか
- ・商品の内容や対象市場、ターゲット等の面で、独自性や新規性が認められるものか
- ・生産体制が整っているか

- ・商品化までのスケジュールが妥当なものとなっているか
- ・販売手法や販売想定量が妥当なものとなっているか
- ・東広島市の農林水産物の認知度向上が期待できるものか
- ・東広島市の農林水産業の振興に寄与するものか

7 必要書類

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（任意の様式又は参考様式）
- (3) 収支計画書又はこれに代わる書類（任意の様式又は参考）
- (4) その他会長が必要と認める書類

8 認定後の流れ

- (1) 審査結果

補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に書面で通知するものとする。

- (2) 認定後の手続き

- ①交付決定を受けた補助対象事業の内容や補助対象経費に変更が生じる場合は、事務局に報告する。
- ②開発する加工品のパッケージやラベル、販促資材等のデザインについて、事前に事務局の確認を受ける。
- ③事業完了後、以下提出書類を添付し補助金を請求する。（精算払い）（別記様式第3号様式）
 - ・補助事業等実績報告書（別記様式第6号）
 - ・開発した加工品の写真
 - ・販売実績および今後の販売計画見通し
 - ・その他会長が必要と認める書類

- (3) 認定事業の情報発信や商品のPR

認定された事業は、東広島市内産の農水産物の認知度向上につながる取組として、協議会が広報するほか、商品化後はイベント等でのPRに活用することがある。

その場合には、広報活動等に積極的に協力すること。

- (4) 本事業で開発した加工品は、ふるさと納税の返礼品の登録を積極的に検討すること。

9 その他留意事項

申請は各募集期間に受け付けるが、認定事業の補助対象金額が予算の上限に達した場合、第2回募集期間は実施しない。

1 0 応募方法

「1 1 事務局・問い合わせ先」の宛先に郵送もしくはメール、または事務局へ持参にて提出

1 1 事務局・問い合わせ先

東広島市農林水産物販路拡大推進協議会事務局（東広島市 産業部 ブランド推進課）

住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-422-1032

e-mail: hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp

時間：8:30～17:15／月～金曜日（祝日を除く）